

総合資源エネルギー調査会  
基本政策分科会

# 第30回ガスシステム改革小委員会資料

## 国産天然ガスを対象とした原料費調整制度について

平成28年3月31日

石油資源開発株式会社

# 混合ガスを原料とするガス価格の考え方

1. LNG気化ガス(以下「Lガス」と)と国産天然ガス(以下「国天」)の混合ガスを原料とする場合の**ガス小口小売価格**は、以下の考え方により総括原価方式の下で規則に基づき算定されている。

原料調達価格(※)＋小売諸経費＋事業報酬(＋原料費調整制度(「原調」)に基づく調整額)

(※) 混合ガスを原料とする一般ガス事業者は、混合比率に応じたLガス相当部分について原調を適用。

2. 混合ガスの**卸供給価格**は、以下の考え方に基づき、卸元・卸先間の自由取引として、双方協議のうえ契約される。

(①Lガス部分の基準となる価格＋②Lガス部分の卸諸経費やマージン等) x ③混合割合%  
＋

(④国天部分の基準となる価格＋⑤国天部分の卸諸経費やマージン等) x (1－③)%

3. 上記のうち、①と④はJLC(もしくは税関別CIF)、②や⑤の所謂「α」部分にて卸元実費及びマージンを回収。⑤には、他燃料との競合水準や国天のメリット・デメリット調整等を含むものの、基本的な考え方は②と同じ。

# 国天卸価格をLNG価格リンクとすることの妥当性

## 1. 実態との整合性

- 小口小売価格に原調が認められていないために国天部分の卸価格が固定契約となっている現状においても、当該固定価格には契約改訂時のLNG価格水準が参照されている。

## 2. 柔軟性の欠如

- 現在のようなエネルギー市況低下局面において、市況変動の影響が小売価格に迅速に反映されない固定価格制は、他燃料との競争力を喪失する虞がある。

## 3. 原価性の観点についても、以下の理由から非合理性はない。

- JLC価格の変動は、原油価格変動の影響を相当程度受けており、産ガス国・事業者（卸元）のガス生産コストや液化・輸送コストがJLCの短期的変動に大きく影響しているとは言えない。
- 一般事業者各社の実際のLNG調達価格は、JLCに対しまちまち。
- 海外産LNGの生産原価は、JLCに対して一律ではない。

⇒ JLCは、輸入LNGの原価を必ずしも的確に反映している訳ではないが、JLCを基準とした原調は、小売事業者の経営努力の及ばない外生的要因の変動リスクを緩和する制度として機能している。

## 4. 小売自由化の観点

- 経過措置の対象とならないガス小売事業者は、小売全面自由化後は、小口小売価格並びに卸元との契約における国天原調の適用が可能。